

岡山大学附属図書館中央図書館における論文用貸出に関する取扱要領

〔平成 18 年 3 月 10 日〕
館 長 裁 定
改正 平成 22 年 3 月 31 日
改正 令和 2 年 12 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、岡山大学附属図書館利用内規第 12 条に基づき、学位取得に必要な研究および論文作成のための特別貸出（以下「論文用貸出」という。）に関し、必要な事項を定める。

(手続等)

第 2 条 論文用貸出を希望する学生（原則として卒業年度生及び院生：以下「学生」という。）は、指導教員の承認を得て、所定の申請書により申請するものとする。

(貸出冊数)

第 3 条 論文用貸出における貸出冊数は、一般図書 20 冊までとする。

(貸出期間)

第 4 条 貸出期間は同年度内 2 月 28 日までとする。2 月 28 日より学生証の有効期限が早い場合は学生証有効期限の一か月前までとする。

(罰則)

第 5 条 貸出期間内に論文用貸出図書を返却しない場合、指導教員に学生に対し、図書の返却について適切な指導を行うよう要請するとともに、新たな論文用貸出、一般貸出を停止する。

(貸出制限)

第 6 条 一般貸出で貸出停止中にあるときは、新たに論文用貸出をすることができない。
2 論文用貸出中の図書に他の利用者の利用希望がある場合、貸出期間内でも、一時返却するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 2 日から施行する。